

平成29年度包括外部監査結果報告書の概要

【監査の概要】

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する
条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

(1) 監査対象

随意契約及び当該随意契約を含む事業について

(2) 監査対象機関

知事部局

(3) 監査の対象とした期間

平成28年度

3 監査を実施した期間

平成29年9月8日から平成30年3月29日まで

4 監査従事者

(1) 包括外部監査人

弁護士 野々木 靖 人

(2) 包括外部監査人補助者

弁護士 綾 野 隆 文

公認会計士 工 藤 誠 介

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法
第252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法をいう。

随意契約は、競争に付する手間を省略することができ、特定の資産、信用、能力等のある業者を選定することができるなどのメリットがあるとされる。しかし、他方で、地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単に契約を当該業者と締結するだけでなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちとなるデメリットがあるとされる。

そのようなことから、随意契約によることができる場合は、法令により限定されている。

そこで、徳島県において、各随意契約が適正に締結されているか、各随意契約を含む事業の財務執行が適切に実施されているかを確認するため、外部監査を実施することとした。

7 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- (2) 各随意契約を含む事業が効率的・経済的に実施されているか。
- (3) 各事業の効果の測定や分析等が適切に行われているか。

【監査の結果及び意見の概要】

1 今回の監査の対象としたものは随意契約全体の中の一部である。

当初、監査対象の候補として挙げたものは418件あり、関係書類の確認や詳細なヒアリングを繰り返しながら、報告書に取り上げるべきものを32件に絞り込んだ。

大半は、特に取り上げるべき問題点は見られなかったが、報告書に取り上げたものを通じて、次のような、共通の問題点のあることが確認できた。

(1) 予定価格の算定

随意契約における価格の適正性は、発注者側の地方公共団体が、

- ① どのように事前に予定価格を算定したか。
- ② その後、その算定した予定価格をもとに、どのように受注者側の示した見積価格の妥当性をチェックしたか。
- ③ その結果、締結された価格はどのようなものになったか。

によって、推しはかるほかない。

予定価格の算定は、価格の適正性を確保するための、第一関門と言えるものであり、上のような価格の適正性をはかる過程の中で最も重要な役割を果たすものと言ってもよい。

今回の調査をした随意契約の中には、事前の予定価格の算定を、これまでの県の保有している情報をもとに適切に設定したものもあった。一方で、予定価格の算定根拠がわからず、必ずしも十分な情報をもとに予定価格の算定がなされていないのではないかと思われるものもあった。

(2) プロポーザルの方法

プロポーザルによる選定過程における参加の機会が実質的には十分に設けられていると言えるか疑問の持たれるものがあった。

プロポーザルの方法をとるのであれば、参加を希望する者に参加するかどうかを検討する機会が実質的にあったと言えることが必要であるが、そのためには、プロポーザルの方法をとる場合の公正な基準を事前に設けておくとよい。

また、基準を設定する際には、事後的に審査委員会のメンバーの公表をすること

を検討すべきである。メンバーを公表することになると審査員のなり手を見つけにくくなるかもしれないが、審査員が誰であるかは、結果に直結すると誰しも思うことであり、それが事後的にであれ公表されることは、結果の公正さを担保することにつながる。事後に公表されることが分かっているならば、審査員もより真摯に職責を果たそうとすることも期待できる。

(3) 委託先について

担当課が、自ら実施する事業を、当該担当課に事務局を置く任意団体に委託して実施しているものが見られた。

このような場合、事業の執行は適正になされたとしても、適正なチェックがなされていることについて十分な信頼が得られる体制になっていないと言われると、これを否定することはできない。

疑義を残さないためにも、担当課が自らの事業を、当該担当課に事務局を置く任意団体に委託することは、できる限り避けるようにすべきである。

(4) 再委託について

一者随意契約は、任意に特定の者を選定してその者と契約するものであるところ、そのような契約であることを考えると、委託業務の大半を再委託することは許されないし、委託業務の本質的部分を委託することも許されない。つまり、一者随意契約の場合、再委託は、より一層、制限されるべきである。

しかし、今回調査した随意契約の中には、再委託の原則禁止という趣旨が軽んじられているのではないかと思われるものも見られた。その結果と言えるのかもしれないが、再委託先からの十分な資料が収集されていない結果になっているものがあった。

今後は再委託を承諾するか否かを検討する場合には、それが原則禁止されるものであることをまず念頭において、業務にあたっていただきたい。

また、再委託を例外的に許容できる基準の設定も検討するべきである。

(5) 金額の妥当性の確認

一者随意契約では、契約金額の妥当性を判断することは極めて難しい。

県としては、詳細な見積や実績報告を取得すべきところ、十分でないものが見られた。

民間企業であれば、通常は、詳細な資料を収集しているし、それが難しい場合でも他の取引事例や類似事例を探し出し、金額の妥当性を確認しようとしている。

徳島県においても、そのような方策もあることを念頭において業務にあたっていただきたい。

(6) 書類作成

ア 砂消しゴムでの訂正

徳島県文書規程第13条第1項第9号は、「金額その他重要部分の字句を訂正したときは、その箇所に押印すること」とし、訂正方法を定めている。

砂消しゴムで訂正すると、いつ誰が訂正したのかまったく分からなくなる。当該訂正が、どのような経緯でなされ、どのような手続きを経てなされたものであるかが分からなくなる。砂消しゴムによる訂正を許容すると、万一不正に改ざんが行われた場合、その発見が困難になるし、逆に正当な訂正であった場合であっても、正当なものであることを裏付けることが困難になる。

砂消しゴムによる訂正は、許されない。

イ 鉛筆書きによる記載

鉛筆書きによる記載が不適切との規定等はない。

しかし、これが不適切であることは、作成した書類が後に公文書として残されるものであることを考えると、常識に属する部類のことである。鉛筆書きによる記載が可能になると、いつでもだれでも簡単にその記載内容を変更することができることになるからである。

鉛筆書きによる記載は、不適切である。

ウ 決裁日等の年月日の不記載

決裁日等の年月日の記載は、当該手続きが適正に行われたことを確認するための極めて重要な資料となる。この記載がないと、当該手続きがどのようになされたかが分からず、事業が適切になされたかどうかを確認する資料が欠けることに

なる。

決裁日等の年月日の不記載はなくさなければならない。

エ 書類作成の遅延

契約は双方が契約書に記名押印することによって確定するものである。契約書の作成が遅れ、トラブルが生じた場合には相手方との間で大きな問題ともなりかねず、県の信頼にも関わるものであるため、契約書は速やかに作成しなければならない。業務の完了承認書についても、速やかに交付すべきである。

2 総括

大半の随意契約においては、適切に業務が遂行されていることも確認できたが、今回指摘・意見としたものの中には、書類作成の問題のように、個々の担当者の自覚によって問題点を解決できるものもあるが、プロポーザル方式の基準の設定のように組織的な対応によって問題点を改善するほかないものもあった。

本報告書で取り上げた問題点について、叡智を集めて対応し、個々の業務をよりよく遂行できるようにしていただきたい。